# 中小企業採用力強化支援事業運営業務委託仕様書

## 1 事業趣旨

昨今の人手不足社会において、県内中小企業が自社の魅力を自らによって十分に伝え、優秀な人材を計画どおり採用することができるよう、採用力強化の支援を実施する。

## 2 名称

中小企業採用力強化支援事業

# 3 業務の委託期間

契約締結日から令和7年3月31日までとする。

## 4 事業内容

争耒的谷			
	(1)採用力強化支援セミナーの実施	(2)中小企業への個別相談支援の実施	(3)モデル企業の創出
事	①県内中小企業を対象に、採	(1)のセミナーを受講した企	(2)の個別相談支援を受けた
業	用力の底上げにつながるよ	業を対象に、インターンシッ	企業の中からモデル企業を2
内	う、就職市場の現状や学生の	プメニューの検討や採用活	社選定し、重点的に採用力強
容	心に響く企業情報の提供、イ	動におけるSNSの活用方法、	化の伴走支援を行い、計画通
	ンターンシップ手法、効果的	合同企業説明会での効果的	りの採用を実現する。
	な採用方法等についてのセ	な説明手法等の個別相談を	また、本取組を先進・成功事
	ミナー形式での講義	受け付け、当該企業の抱える	例として創出し、成果物とす
	②令和5年度に創出されたモ	課題を的確に把握するとと	る。(選定する2社及び成果
	デル企業2社の成功事例発表	もに、採用力の強化につなが	物は先進・成功事例として次
		る具体的な対応策を提案す	年度以降の採用力強化支援
		る。	セミナーで紹介する等、ヨコ
			展開を図る。)
開	年3回開催することとし、第	セミナー開催時に個別相談	(2)の相談者の中から2社
催	1回は6月までに実施する	事業を周知・申込受付し、訪	に対して、テーマに沿って、
時	こと。第2回、第3回は新規	問相談やwebを活用した相談	採用活動に必要な時期と頻
期	学卒者の就職活動及び企業	対応を行うこと。	度で伴走支援を行うこと。
•	の採用活動を勘案し、適切な	(3)のモデル企業の創出を見	
口	時期に開催すること。	据えたスケジュールで実施	
数		すること。	
対		(1)のセミナーに参加した	(2)の個別相談支援を受けた
象者	県内中小企業各回 30 社程度	企業のうち 15 社程度	企業のうち2社程度
場			
所	休用月畑化を布室りる近乗の利潤性を考慮した場所		

#### ※ セミナー当日のスケジュール等 (一例)

9:00~	会場設営
13:00~16:00	セミナー、パネルディスカッション、相談受付
16:00~18:00	会場撤収

### 5 実施方法

- ・ 企業向けのセミナーチラシ・相談事業チラシの作成・配布、各種団体を通じた周知や、関係機関への周知等、広く参加者の募集を行う。また、インターネットや SNS 等の媒体を積極的に活用した広報活動を行い、参加者数の確保に努めること。
- ・ セミナー実施当日の会場設営と撤収及び運営(受付、進行管理、参加者の相談ブースへの誘導等) を行うこと。また、目標参加者数等に見合ったレジュメ等資料を作成し、参加者に配布すること。
- ・ セミナー参加者数や当日アンケート等を集計し、報告すること。
- 個別相談対応シートを作成するとともに、報告すること。
- ・ モデル企業対応シートを作成し、報告すること。(次年度のセミナーで成果発表するなど、広く展開することを念頭におくこと。)
- ・ その他、事業目的の達成及び効果的な実施のため、創意工夫を行うこと。
- 従来の発想や手法にとらわれない柔軟な実施を期待する。

#### 6 対象経費

事業費は、人件費、宣伝広告費、その他事業費とする。

#### (1) 人 件 書

セミナー、個別相談、モデル企業の創出の企画・運営等に従事する者に対する人件費(賃金、社会 保険料、労働保険料)

#### (2) 宣伝広告費

セミナー、個別相談、モデル企業の創出の参加者確保に係る広告費等の経費(ポスター・チラシ作成費、情報サイト使用料等を含む。)

### (3) その他事業費

会場使用料、設営費、旅費、通信費、印刷費、消耗品費、事務機器レンタル費、その他事業を実施 するために必要と認められる経費

#### 7 その他

以下の点に留意すること。

- (1) 令和6年度予算の成立が前提となるため、予算が提案どおり成立しない場合は、本募集及び事業の実施を中止または廃止する場合がある。
- (2)業務終了後は速やかに実績報告書及び委託者が求める資料を提出すること。
- (4) 本委託業務の遂行にあたっては、関連する諸法規、条例等を熟知の上、遂行すること。
- (5)事業の実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱に万全の対策を講じること。

- (6) 受託者と協議の上、企画提案された内容の一部を変更して契約する場合があること。
- (7) その他、本仕様書に定めのない事項は、委託者及び受託者の協議により定めるものとすること。
- (8) 本業務により得られた成果は、委託者に帰属すること。